

第四次安倍内閣が発足した。自民党は二〇一〇年の改正憲法施行に向けた動きを強めるのだが、憲法を軽んじる政治をこれ以降には行わない。

論説

2017-11-2

衆議院の総選挙を受けた特別国会がきのう召集された。自民党の安倍内閣総裁が四度、首相に選出された。自民・公明両党による与党が衆議院で三分の二以上の多数を維持する中で、新しい船出だ。

一八年九月に自民党総裁選はあるものの、安倍氏が三選を果たせば、二二年まで継続する可能性のある第四次内閣である。

「新憲法、20年に施行」

国内外に課題が山積する中、安倍首相が党総裁として目指しているのが憲法改正だ。

首相は、五月三日の憲法記念日の開かれた改憲派の集會にてオオムネケンを寄せ、東京五輪・パラリンピックが開かれる二〇年を「新しい憲法が施行される年」としてたいご強へ願うと強調した。

このとき、改憲を検討する際、具体的項目として首相が言及したのが、憲法九条の一項と二項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む案や、高等教育の無償化である。

十月の衆院選では、この二つに「緊急事態対応」と「参院の合区解消」を加えた四項目が自民党政権公約の重点項目に挙げられた。

自民党は改憲を党憲として、がらみ、選挙ではその是非を正面から問うことはなかった。今回、改憲を公約の重点項目に初めて盛り込み、改憲発議に必要な三分の二以上の議席を、公明党と合わせて維持した上で、首相は改憲の好機到来と考えているのだ。

憲法に改正手続きが規定されている以上、改憲の議論自体は否定されるべきではないが、すでに政府が合憲としていく自衛隊を憲法に書き込む切迫性はない。高等教育の無償化も改憲を経ずに可能なことは大阪府などの例が示す。

憲法を重んじる政治に

この状況で改憲を強引に進めれば、内閣よりも衆議院の入りか目的の「改憲ありき」との批判は免れない。第四次安倍内閣が優先すべきは改憲ではなく、憲法を軽んじないことだ。

憲法は主権者たる国民が権力を掌るためにある。社会保障や経済政策なども私たちの暮らしにかかわる政策もすべて、基本的人權の尊重や法の下の平等などを定めた憲法に基づかねばならない。

その権力が憲法を軽視したり、憲法に反する政策を強行するところから、正すのは私たち国民の役割だ。選挙が終わったからといって傍観してはいられない。

解釈を変えざる強引に

自民党公約の重点項目に加えられた緊急事態対応と参院の合区解消も同様だ。現行憲法に著しい不備があり、国民の側から改正を求める声も強まってきた。このような状況で、なにもかわらぬ、改憲を強引に進めるのなら、「日程ありき」との驕りは免れない。

むしろ改めるべきは、憲法を軽んじ続けた安倍政権の政治姿勢そのものではないか。

六月十八日に通商国会が開会した後、野党側は学校法人「森友」「加

計「両院を定める問題などを説明するため、臨時国会を召集するよう求めた。

憲法五十三条で憲法改正の手続きがある。しかし、改憲例はこれを推し続け、八月三日に内閣を改選したにもかかわらず、安倍首相や閣僚は所信を語らないまま、首相は衆院解散に踏み切った。

特別国会の会期は結局、十二月九日まで三十九日間となり、実質審議が行われることはなかったが与党側が当初、八日間の短い会期を提案したのは、憲法に基づいて野党要求を軽視したからだろう。

そのほれば「集団的自衛権の行使」をめぐる憲法解釈変更だ。

歴代内閣は、日本が集団的自衛権を有することは主権国家として当然だが、その行使は憲法九条が許容する範囲を超え、認められない、との解釈を堅持してきた。

この解釈は、国連の最高機関たる国連や政府内部で議論を重ねて導き出されたが、安倍内閣は一内閣の判断で強引に変更した。憲法解釈を時の政権の意のままに変えていくわけがない。

首相は自民党憲法改正推進本部長に、出典の会長である細田博之前総務会長を起用した。近々党内議論を再開し、早ければ年内にも自民党案を取り手でも、衆参両院の憲法審査会を経て、来年の通常国会で改憲案を採決する日程を描いている。A案だ。

これは自衛隊を明記する九条改憲案は、自民党内ですら議論がある上、与党の公明党は「理解できないわけではなく」としつつも改正の必要性を積極的に対応してはならない。改憲案に計上される格差の党も多くは、安倍政権が成立を遂げた安全保障関連法に反対した民進党出身者で、「むむ改憲派」の域を出ない。

改憲ありきではない

この状況で改憲を強引に進めれば、内閣よりも衆議院の入りか目的の「改憲ありき」との批判は免れない。第四次安倍内閣が優先すべきは改憲ではなく、憲法を軽んじないことだ。

憲法は主権者たる国民が権力を掌るためにある。社会保障や経済政策なども私たちの暮らしにかかわる政策もすべて、基本的人權の尊重や法の下の平等などを定めた憲法に基づかねばならない。

その権力が憲法を軽視したり、憲法に反する政策を強行するところから、正すのは私たち国民の役割だ。選挙が終わったからといって傍観してはいられない。